

市立奈良病院の地域医療支援病院の承認等について

市立奈良病院が、奈良県に対し地域医療支援病院の承認を求め申請し、さる10月17日の奈良県医療審議会において審議され、地域医療支援病院として承認、奈良県知事に答申されたことは、11月15日の本委員会にて報告したところです。

その後、12月20日付にて知事より承認がなされ、市立奈良病院(一般病床349床)は、県内5番目の地域医療支援病院となりましたので、報告致します。

地域医療支援病院の機能

- (1) 紹介患者の治療 (2) 他医療機関への逆紹介
- (3) 医療機器の共同利用 (4) 救急医療の提供 (5) 地域の医療従事者に対する研修実施等

県内の地域医療支援病院

奈良県総合医療センター、西和医療センター、済生会中和病院、南奈良総合医療センター

これに関連し、令和2年度に向けた診療報酬制度に関する情報提供を致します。

現行の診療報酬制度では400床以上の地域医療支援病院では、診療所等からの紹介状を持たずに大病院の外来を受診した患者さんに一定の追加負担を求めることとなっています。現在、中央社会保険医療協議会において、2年度から患者さんに追加負担を求める病院の範囲を拡大する議論が進んでいます。

現行：

特定機能病院と許可400床以上の地域医療支援病院

改定案：

特定機能病院と一般200床以上の地域医療支援病院

具体的な負担額は明らかにされていませんが、改定後に患者さんに負担をして頂く場合、条例改正等の措置が必要となります。今後、中央社会保険医療協議会の議論を見据え、議会、市民への情報提供、条例改正等に遺漏の無いよう努めていきます。